

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会規約

(趣旨)

第1条 国際連合食糧農業機関の定める世界重要農業遺産システム及び農林水産省で定める将来に受け継がれるべき伝統的な農業システムを広く発信する日本農業遺産（以下「世界農業遺産等」という。）への登録を通じ、平地林の育成と落ち葉堆肥を利用した伝統的農法の継続を推進し、多様な生態系の維持及び地域産業や観光等の振興を図るため、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の趣旨を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 世界農業遺産等申請に関すること。
- (2) 世界農業遺産等の保全計画の策定および推進に関すること。
- (3) 世界農業遺産等の周知・啓発及び情報発信に関すること。
- (4) 国際連合食糧農業機関等への活動報告に関すること。
- (5) その他世界農業遺産等の推進に必要な事務及び活動に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、正会員、賛助会員、アドバイザー及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 正会員は、別表1に掲げる者とする。ただし、正会員のうち、別表1に掲げる機関等の長については、当該機関等から推薦された者とする事ができる。
- 3 正会員の協議会への入会及び退会は、当該市町の申出に基づき、総会の承認をもって決定する。
- 4 賛助会員は、協議会の趣旨に賛同する団体等とする。
- 5 賛助会員の協議会への入会及び退会は、当該団体等の申出に基づき、会長の承認をもって決定する。
- 6 アドバイザーは、有識者及び埼玉県農林部ビジネス支援課とする。
- 7 オブザーバーは、農林水産省関東農政局農村振興部農村環境課とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 役員を選任は、正会員の互選とする。
 - 3 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は、協議会の会計事務を監査する。
 - 6 役員任期は、原則2年とし、再任を妨げない。なお、役員が、任期途中で第3条第2項に規定する正会員としての要件を満たさなくなったときは、その後任の者が職務を引き継ぎ、その任期は、当該役員の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、総会および幹事会とする。

- 2 会議には、必要に応じ、賛助会員、アドバイザー又はオブザーバーの出席を求めることができる。

- 3 会議は、会員の過半数以上の出席により成立する。
- 4 会議の採決は、出席した会員の過半数以上の賛成をもって決し、可否同数のときは、会議の長の決するところによる。
- 5 会議には、代理人を出席させることができる。

(総会)

第6条 総会は、別表1に掲げる者を持って組織し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 役員を選出に関する事。
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (5) 負担金に関する事。
- (6) その他会長が必要と認める事項に関する事。

2 総会は、毎年1回以上開催する。

3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は会長が指名する者が議長となる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、別表2に掲げる者を持って組織し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議する案件に関する事。
- (2) 事業計画に基づく個別の活動に関する事。
- (3) その他協議会の運営に必要な事項に関する事。

2 幹事会には幹事長をおき、会長の所属する団体の担当課長等を持って充てる。

3 幹事会は、必要に応じて、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。ただし、幹事長が欠席の場合は幹事長が指名する者が議長となる。

(報酬)

第8条 協議会が行う会議において、正・賛助会員の活動は無報酬とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、三芳町役場観光産業課に置く。

(経費)

第10条 協議会の経費は、別表1に掲げる団体等からの負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年6月27日から施行する。

2 協議会の設置後最初に選任される役員の任期は、第4条第6項前段の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年8月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の第9条の規定は、平成29年度からの負担金について適用し、平成28年度までの負担金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年7月5日から施行する。

別表 1

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会 正会員

団体名	代表者
川越市	市長
所沢市	市長
ふじみ野市	市長
三芳町	町長
いるま野農業協同組合	代表理事組合長
埼玉県川越農林振興センター	所長

別表 2

団体名	職
川越市	農政課長
所沢市	農業振興課長
ふじみ野市	産業振興課長
三芳町	観光産業課長
いるま野農業協同組合	企画課長
埼玉県川越農林振興センター	副所長